

愛知県環境調査センター・愛知県衛生研究所整備等事業「実施方針」に関する意見・提案

本文

番号	項目名 (タイトル)	箇所							意見・提案内容
		頁	第	数	(数)	カ	(カ)	英字	
1	本施設の対象となる施設	2		1	(1)	オ	(1)		本事業の対象に既設施設も含まれておりますが、既設施設の建物の劣化状況が不明であり、15年という事業期間を考慮しますと、事業者のリスクがあまりにも大きいため、既設施設の維持管理業務につきましては、本事業の対象外として頂きたいと考えております。
2	新施設の引渡し及び供用開始	3		1	(1)	キ			新施設の引渡しから供用開始までの間に、事業者側の業務やリスクが発生する場合は、業務内容、責任分担等を明確にした上で、その間の費用も事業費に考慮いただきたい。
3	事業者の収入に関する事項	3		1	(1)	ク	(7)		施設完成後、県に引き渡される際に、一括して支払います。とありますが、工事期間中に工事出来高に応じて、分割して支払っていただくことは出来ませんでしょうか。
4	事業者の収入に関する事項	3		1	(1)	ク			SPCの管理コストはSPC設立後から発生するため、サービス購入料を新しく追加設定して頂きますようお願いいたします。
5	選定の手順及びスケジュール	5		2	(2)				VE提案範囲の確認の通知（平成28年5月）の採否状況により、提案者にとって事業提案書の内容は大きく変動します。公表されたスケジュールでは上記通知から事業提案書の受付まで1か月程度しかなく、VE提案採否の状況を十分取り入れた事業提案書の作成が困難です。VE提案採否から事業提案書受付までの期間の延長を希望します。
6	選定の手順及びスケジュール	5		2	(2)				入札説明書等に関する質問の機会について、個別対話の後に、再度書面での質問の機会をいただけませんかでしょうか。（書面回答の機会を2回いただきたい）
7	現地見学会	6		2	(3)	イ			現地見学会の際に植栽を拝見したところ、全く手入れがされていない状況です。既存樹木について要求水準を満たすとすると管理費は高くなります。十分な予算をつけてもらいますようお願いいたします。
8	既設竣工図等の閲覧	6		2	(3)	イ			解体工事や耐震補強工事の工事費用の算出のためには、閲覧だけでは算出が出来ないため、既設竣工図の貸与をしていただきたい。
9	応募者等の参加要件	9		2	(4)	イ	(1)		指名停止については、停止期間が短く、その停止理由も工事中の災害によるものなどについては、欠格要件から除外していただけないでしょうか。
10	落札者の決定・公表	12		2	(5)	イ			落札者決定以降の失格要件として、指名停止が含まれることは非常に重い規定となっております。再考をお願い致します。
11	著作権	13			(7)	イ			県が、事業提案書の全部または一部を無償で使用する際は、その内容について入札参加者の承諾がある場合と定めていただきたい。
12	特許権	13			(7)	イ			県が事業手法、工事材料、施工方法、維持管理・運営方法等を指定した場合は、仕様書等に特許権等の対象である旨が明記されておらず、入札参加者が特許権等の対象であることを知らなかった場合には、県が責任を負担すると定めていただきたい。

愛知県環境調査センター・愛知県衛生研究所整備等事業「実施方針」に関する意見・提案

資料2 リスク分担表

番号	項目名 (タイトル)	箇所							意見・提案内容
		頁	第	数	(数)	加	(加)	英字	
13	法制度	25		9					本事業のみならず、広く一般的に適用される法制度の新設・変更に関するリスクについて「事業者」負担とされておりますが、一般的に適用される法制度の変更(例えば、民法(債権法)の改正等)であっても、本事業に影響を与え、事業者がそれにより生じるリスクの全てを負うことが不相当なものにつきましては、「県」および「事業者」が、リスク分担について協議するような規定を設けて頂くことを要望致します。
14	法制度	25		9					法制度の新設・変更に関しては、事業者でコントロールすることができないため、広く一般的に適用される法制度に関しても県に負担して頂きたく存じます。
15	不可抗力	25		16					不可抗力による事業費の増加費用は県の負担として頂きたく存じます。
16	建設段階の敷地リスク	26		25					建設段階における敷地リスクについて「事業者が予見できない事項に関するもの」とありますが、具体的な想定をご教示いただきたい。
17	地中障害物リスク	26		25					地中障害物の存否、処理の難易については事業者側でコントロール不可能であることから、リスクとして想定される設計変更、コスト増、工期延長については貴県にて負担頂ける旨、明記頂きたい。
18	物価変動	26		31					入札日を起算日とし、着工までの物価変動リスクも分担範囲に加えて頂くことをご検討頂きたく存じます。
19	物価変動	26		31					設計・建設期間中の物価変動について、国の全体スライド条項等を適切に盛り込んでいただきたい。
20	施設瑕疵	26		35					既存施設で、事業者が予見できない瑕疵は県リスクとありますが、「事業者が予見できない」というのは解釈が曖昧で、後々疑義が生じる恐れがあります。既存施設の瑕疵については、県リスクとしていただけないでしょうか。
21	施設・設備・施設備品等 損傷	26		39					第三者の行為に起因するものについては県のリスクとして頂きたく存じます。
22	施設・設備・施設備品等 損傷	26		39					第三者の行為に起因する者に関し、貴県、事業者の双方に分担されておりますが、社会通念上、第三者による施設の損壊等に関する復旧・補修等については、所有者負担とすることが合理的であると考えます。御再考をお願い致します。
23	修繕費変動	26		40					『維持管理：修繕費変動』現況のまま残される6棟における設備備品保守管理費については、今までどのような使われ方をしたのか不明ですので、実費精算とさせていただきます。
24	修繕費変動	26		40					修繕費の変動は、使用頻度・方法により維持管理企業の予見を超える修繕費がかかる場合があるため、サービス購入費の改定をお願い致します。
25	施設退去リスク	26		47					事業契約終了に当たり施設からの退去により発生する費用が事業者リスクとありますが、事業者にはその内容を把握することが不可能であり、県リスクとなるべきと考えます。
26		25 ~ 26		欄外					(分担) 分担が県と事業者の両方に○がついている場合、分担の方法や内容等について詳細を記載して頂けませんでしょうか。